

公正で開かれた市政を推進

平成24年度 情報公開制度・個人情報保護制度 などの実施状況を公表

市政の透明性を確保するため、情報公開制度に基づき、情報公開を進めるほか、自己情報の開示などを請求する権利を保障しています。

情報公開制度

市政情報コーナー（市役所3階）で行政資料を公開しているほか、各部署でもさまざまな情報提供を行っています。

さらに、公文書公開請求を行っていたことで、個人情報などの例外を除き、どなたに対しても公文書等を原則公開しています。平成24年度の公文書公開請求は162件でした。くわしくは表1をご覧ください。

個人情報保護制度

市は、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護と適正な取り扱いに努めています。特に

実施機関	請求		決定				不服申立て	
	件数	取下げ	件数	公開	一部公開	非公開等 非公開 不存在		
市長	158	2	174	93	68	8	5	4
教育委員会	4	0	7	3	1	3	0	2
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	162	2	181	96	69	11	5	6

実施機関	請求		決定				不服申立て	
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等 非開示 不存在		
市長	29	2	30	12	7	0	11	0
教育委員会	2	0	3	0	2	0	1	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	31	2	33	12	9	0	12	0

実施機関	請求		決定				不服申立て	
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等 非開示 不存在		
市長	2,851	1	2,850	2,849	0	1	0	0

コンピュータでの個人情報の取り扱いに厳しい規則を設けて

市民の方が自らの個人情報が適切に扱われているかを確認する

情報公開・個人情報開示を請求するには

申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書いて、市政情報コーナーへ。個人情報開示請求の際は本人確認書類が必要になります。制度や手続きについて分からない場合など、気軽に相談ください。

会議の公開状況

市民参加と透明な市政を促進するため、審議会などの会議を公開しています。

平成24年4月から平成25年3月までに公開した会議は、国民健康保険運営協議会や立川市協働のまちづくり推進事業補助金審査会など280回。傍聴者は23人でした。また、個人情報保護などの理由から非公開とした会議は420回。このうち介護認定審査

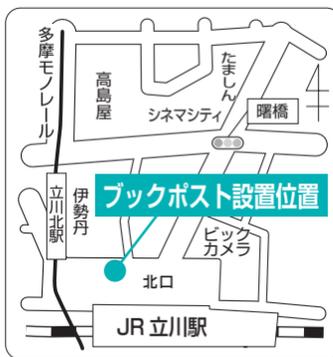
るために行う個人情報の開示請求は、2882件（うち要介護認定にかかわる開示請求が2851件）でした。くわしくは表2、表3をご覧ください。また苦情の申し出、不服申し立て等を審査する個人情報審議会は5回開催されました。

市政情報コーナー（市役所3階）には、市が発行した計画書や報告書、予算書、決算書、契約関係資料などをはじめ、6800点余りのさまざまな資料を配置しています。閲覧は自由です。市が発行した行政資料などはコーナー内のコピー機で写し取ることもできます（有料）。

7月3日まで全館休館 休館中の図書返却はお近くのブックポストへ

図書館システムの入替に伴い、7月3日(水)まで市図書館全館を臨時休館しています。また、臨時休館中は、図書館ホームページの検索システムも利用できません。

は、各図書館のブックポスト、またはJR立川駅北口の伊勢丹1階入り口付近や子ども未来センター（左地図）に設置しているブックポストをご利用ください（CDを除く）。



図書館に「おはなし会」を聞きに行こう

市内の図書館では、手遊びを交えながら、絵本を読んだり、昔話をしたりする「おはなし会」を開いています。7月4日以降、ぜひお越しください。直接会場へ。

7月4日から図書館のサービスが変わります

市図書館では7月4日から新しい図書館システムを導入します。それに合わせて、図書館のサービスも一部変更します（システム入れ替えに伴い、7月3日まで全館休館しています）。

サービスの主な変更点

貸出し点数変更 従来の

貸出し点数は、図書とCDを合わせて10点まででしたが、図書が10点まで、CDが3点までとし、最大で13点まで貸し出しを受けることができます。

CDのインターネット予約の開始

従来は図書館のカウンターのみでCDの予約を受け付けていましたが、インターネット

トからでも予約できるようになります。

雑誌最新号のインターネット予約の開始

従来、図書館のカウンターのみで雑誌最新号の予約を受け付けていましたが、インターネットからでも予約できるようになります。

受け取り館の書棚にある図書も予約が可能

従来、受け取りを希望する図書館の本棚にある図書は予約できませんでしたが、今後はインターネットから予約できるようになります。

利用カードの有効期限設定を変更

従来、利用カードの有効期限は最終利用日から3年（自動更新）となっていました。

図書の予約冊数を20冊に制限

人気図書への予約の集中を軽減させ、多くの方になるべく早く提供するために、予約の上限を20冊にします。現在、20冊以上予約している方の予約は引き続きがれますが、20冊未満になるまで新しい予約はできません。なお、CDの予約点数は従来通り3点までです。

図報課市政情報係・内線305

要介護認定資料等開示請求については介護保険課介護認定係・内線1452

※7月3日(水)まで全館休館しています

国民健康保険料

納入通知書を7月8日から順次郵送します

平成25年度分の国民健康保険料の納入通知書を7月8日から順次、世帯主宛て(世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送します。

納入通知書は保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。保険料は、7月から平成26年3月まで、9期に分けて納めていただきます(年金天引きの場合は年6回で納付)。各期の納期限は左表をご覧ください。お手元に届きましたら、内容の確認をお願いいたします。

国民健康保険料の料率を改定しました

「広報たちかわ」6月10日号2面でもお知らせした通り、平成25年度の国民健康保険料の「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の保険料率を改定しました(下表)。

収入がなかった方も申告を

世帯の合計所得が基準以下の場合は、加入者の高齢化や医療の高度化等に伴い、増加する高齢者の医療費や介護保険の給付費に対応し、他の医療保険に加入する方との公平性を保ちつつ、国民健康保険制度を安定して運営していくために行ったものです。

期別	納期限
第1期	平成25年 7月31日
第2期	9月2日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月2日
第6期	12月25日
第7期	平成26年 1月31日
第8期	2月28日
第9期	3月31日

国民健康保険は、病気やけがなどに備えて加入者が保険料を出し合い、そこから医療費等を支出する助け合いの制度です。

国民健康保険運営協議会

被保険者代表委員を募集

市は、国民健康保険運営協議会の被保険者代表委員を募集します。同協議会は公募市民、保険医、学識経験者等の合わせて17人で構成。保険給付や保険料、保健事業などの市の国民健康保険事業運営に関する重要事項について審議します。

▼対象 7月19日現在、市のほかの審議会等の委員でない20歳以上の立川市国民健康保険被保険者▼募集人数 5人(選考)▼任期 平成25年10月～平成27年9月(2年間)▼会議 原則平日の午後開催、年7回を予定▼報酬 市の規定による▼応募方法 en@city.tachikawa.lg.jp

加入者の皆様のご理解をお願いします。 国民健康保険料率等 ()内は前年度料率等

区分	計算の基礎	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	平成24年中の総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いた額…①	①×4.79% (前年度と同じ)	①×2.33% (2.11%)	①×1.75% (1.53%)
均等割	加入者1人当たり	23,600円 (前年度と同じ)	10,900円 (10,200円)	14,100円 (12,900円)
年間賦課限度額(1世帯当たり)		51万円 (前年度と同じ)	14万円 (前年度と同じ)	12万円 (前年度と同じ)

法 住住所、氏名、生年月日、電話番号、職業(現在無職の方で前職がある場合はその職業)、託児希望の有無(有の場合はお子さんの年齢も)、「これからの国民健康保険に期待すること」(800字程度)を書いて、7月19日(必着)までに郵送・ファクス・Eメールまたは直接、保険年金課業務係(市役所1階)内線1390 ☎(523)2145(hok en@city.tachikawa.lg.jp)

ご相談ください 国民健康保険料等の減免・軽減制度

納付等が困難な方はご相談を

火災や天災などで財産に大きな損害を受けたり、本人や同居の親族の病気やけがなどで生活が著しく困難となり、預貯金等の利用できる資産を活用しても納付が困難な方には、申請により保険料の一定期間の猶予や減免を受けられる場合があります。納入通知書の到着後、お早めに保険年金課(市役所1階)にご相談ください。

非自発的失業者の方への軽減制度

雇用保険に加入する65歳未満の方で、倒産や解雇などにより離職を余儀なくされた方(非自発的失業者)は、申請により国民健康保険料が軽減される場合があります。ハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」をお持ちの上、保険年金課にお申し出ください。

事業者・団体の方へ

帰宅困難者の一時滞在施設の提供をお願いします

市は、今後予想される大規模地震に備えて、一時滞在施設の確保に取り組んでいます。平成23年3月11日の東日本大震災では、首都圏で約55万人の方が帰宅困難者になりました。同日、立川市は一時滞在施設として11か所を開設し、約2600人が利用しました。

市は、今後予想される大規模地震に備えて、一時滞在施設の確保に取り組んでいます。平成23年3月11日の東日本大震災では、首都圏で約55万人の方が帰宅困難者になりました。同日、立川市は一時滞在施設として11か所を開設し、約2600人が利用しました。

市は、今後予想される大規模地震に備えて、一時滞在施設の確保に取り組んでいます。平成23年3月11日の東日本大震災では、首都圏で約55万人の方が帰宅困難者になりました。同日、立川市は一時滞在施設として11か所を開設し、約2600人が利用しました。

市は、今後予想される大規模地震に備えて、一時滞在施設の確保に取り組んでいます。平成23年3月11日の東日本大震災では、首都圏で約55万人の方が帰宅困難者になりました。同日、立川市は一時滞在施設として11か所を開設し、約2600人が利用しました。

新たに起業・創業する方へ 創業補助金説明会を開催します

経済産業省による創業補助金(地域需要創造型等起業・創業促進事業補助金)の説明会を開催します。この補助金は、新たに起業・創業等を行う方に対して、その創業等に要する経費を一部補助するものです。主催はたちかわ創業応援プロジェクト(構成団体 立川市、立川商工会議所、多摩信用金庫、日本政

策金融公庫、市民活動センターたちかわ) 時7月6日(土)午前10時～正午 場たましん事業支援センター1(曙町2-8-18) 定50人(申込順) 申創業補助金説明会 inたちかわ事務局多摩信用金庫ホームページ <http://www.tamashi.jp/sogyo-t.html>からお申し込みください

第63回社会を明るくする運動

パレードやサッカー教室などを実施

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。7月はこの運動の強調月間で、今年度は「立ち直りを支える取組」についての協力の拡大と「就労・住居等の生活基盤づくり」につながる取組の推進を重点事項としています。保護観察中の再犯罪は、就労状況や居住状況が不安定な人ほど高い傾向にあり、犯罪や非行をした人の生活基盤の確保は、犯罪や非行のない明るい地域社会実現のために

は大切です。これらの人たちの就労意欲を認め、地域の皆さんの理解を深め、連携・協力していくため、次の活動を行います。 ●街頭パレード 直接会場へ 時7月1日(月)午前9時30分から 場サンサンロード 立川駅北口デッキ ●サッカー教室 東京ヴェルディのコーチによるサッカー教室。見学可 中学生 時7月28日(日)午前9時から 場四中学校 時7月18日までに電話で福祉総務課・内線1490へ



おかげり。 書道展など。直接会場へ 時7月29日(月)～8月4日(日)、午前9時～午後5時(29日は午後1時から、4日は午後3時まで) 場子ども未来センター地下1階ギャラリ 固福祉総務課調整係・内線1490

お知らせ 7月6日(土)・7日(日)、窓口サービスを臨時休業します。同日、市内6か所の自動交付機は利用できません。